

4 . 生物多様性の保全のための取組

【新・生物多様性国家戦略の点検結果の活用】

環境基本計画の戦略的プログラム「生物多様性の保全のための取組」については、「新・生物多様性国家戦略」(平成14年3月、地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)においてその具体的な内容を記述している。また、同戦略では、その施策の実施状況について生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で点検結果を取りまとめた上で、中央環境審議会(自然環境・野生生物合同部会)に報告し、審議会も必要に応じて、その施策の方向性について意見を言うこととされている。

このことを踏まえ、環境基本計画の「生物多様性の保全のための取組」に係る点検については、「新・生物多様性国家戦略」の点検結果(平成15年9月19日に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議が中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会に提出)を活用することとする。

【新・生物多様性国家戦略の概要】

<策定根拠>

生物多様性条約第6条に基づき、平成7年10月に生物多様性国家戦略を策定。

<策定経緯>

平成13年10月 中央環境審議会に生物多様性国家戦略の見直しを諮問
自然環境・野生生物合同部会(小委員会)において審議
平成14年2月 パブリックコメント実施(約2000件の意見)
平成14年3月25日 中央環境審議会答申
平成14年3月27日 地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定

<新・国家戦略の特徴>

策定にあたっては、作業の初期の段階から完全に公開で行い、広くNGO等国民各界各層の意見を聴いた他、中央環境審議会の答申を得たこと。

わが国の生物多様性の現状を3つの危機として整理<第1部>

「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」

施策の基本的方向として3つの方向を提示<第3部第1章>

「保全の強化」、「自然再生」、「持続可能な利用」

特記すべき7つの主要施策について取扱方針を規定<第3部第2章>

「重要地域の保全と生態的ネットワークの形成」、「里地里山の保全と持続可能な利用」、「湿原・干潟等湿地の保全」、「自然の再生・修復」、「野生生物の保護管理」、「自然環境データの整備」、「効果的な保全手法」

各省庁の具体的施策の展開について記述<第4部>

【環境基本計画の重点的取組事項】

生物の生息・生育空間の確保とそのネットワーク化を図るなど、生息地の減少、分断、劣化の防止

エコシステムアプローチ原則の具体化など、生物多様性保全の条件整備

移入種（外来種）の侵入の予防、拡散の防止など、移入種（外来種）問題への対応

生物多様性の現状の把握、調査、研究の推進など、生物多様性情報の整備